

2021年4月2日

都道府県担当部局責任者様

主要農作物等の種子生産に関するアンケートのお願い

たねと食とひと@フォーラム
共同代表 吉森弘子 石津大輔
101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21
ちよだプラットフォームスクウェア 1342
電話 03-6869-7206 FAX 03-6869-7204
Email info@nongmseed.jp

2018年より、ご協力いただいております主要農作物種子法廃止法施行後の措置に関するアンケートは全自治体よりご回答いただき、種子生産の状況を把握するための重要な情報となっております。改めて都道府県担当部局責任者様のご協力に感謝いたします。

たねと食とひと@フォーラムでは、地域性に富んだ多様で持続可能な食と農、社会をつくっていくことを目的のひとつとして活動しています。その活動の一環として、今年も都道府県における種子生産状況の取り組みについて、公開で質問させていただきます。

2018年4月の主要農作物種子法廃止法施行後、2021年3月現在、24の道府県で種子生産条例が施行され、条例を制定されていない自治体におかれましても、要領及び要綱において、種子生産継続のための取り組みがされています。公的機関において主要農作物種子等の優良な品種の生産を継続されていることは、食と農の多様性、食の安定供給のために重要な役割であると考えております。今後も継続されることを願っております。

下記、主要農作物（コメ・麦・大豆）等の種子生産に関するアンケート調査の概要。

- 2021年度予算について。
- 実施部署または機関、奨励品種名は名称をご記入ください。
- 奨励品種決定のための原々種・原種の生産、種子の審査等について
- ゲノム編集品種の種子生産の可能性について
- 奨励品種のうち品種登録されている品種について
- 種子生産に関する条例について
- 国または民間企業との共同開発については、可能な範囲で具体的な内容をお書きください。
- 種子法廃止後も主要農作物等の種子生産を継続される理由、今後の方向性についてお聞かせください

- ◇ 補足説明や「その他」などはコメント欄に具体的にご記入ください。
- ◇ 別途、ご担当者様の Email アドレス宛に回答用紙をデータでお送りいたします。記入欄が足りない場合は行を増やすなどし、ご記入ください。

ご多忙の折、恐れ入りますが、ご回答は 4月20日（火）迄に、下記 Email 又は FAX にてお送りください。いただきましたご回答は、弊会のウェブサイト等で公表させていただきます。

Email info@nongmseed.jp または FAX 03-6869-7204

以上

2020 年度都道府県の主要農作物種子法廃止法施行後の措置に関するアンケート結果及び京都大学大学院経済学研究科久野秀二教授の結果講評を同封いたします。

ウェブサイト「Tanet」でも公開しています。 <https://nongmseed.jp/archives/4255>



【問い合わせ】

たねと食とひと@フォーラム

事務局長 西分千秋

101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-21

ちよだプラットフォームスクウェア 1342

電話 03-6869-7206 FAX 03-6869-7204

Email info@nongmseed.jp